社会福祉法人福島更生義肢製作所役員等の

報酬及び費用弁償に関する規程

（目　　的）

第1条　この規程は、社会福祉法人福島更生義肢製作所の役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬及び費用弁償を支給する役員等）

第２条　報酬及び費用弁償を支給する役員等は次のとおりとする。

　（１）　 理事

　（２）　 監事

　（３）　 評議員

　（４） 理事長が報酬及び費用弁償の支給を必要と認めた者

（報酬の額）

第３条　常勤の理事長の報酬額は評議員会において定める。

２　常勤の理事の報酬額は社会福祉法人福島更生義肢製作所賃金規程による。

（費用弁償）

第４条　役員等が評議員会、理事会等に出席した場合には、１日5,000円を費用弁償として支給する。

２　役員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として、１日5,000円を支給するとともに、社会福祉法人福島更生義肢製作所賃金規程第２１条に定めるところにより、交通費及び宿泊料を支給する。

（その他）

第５条　この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附　則

１　平成18年5月27日から施行の社会福祉法人福島更生義肢製作所役員等の費用弁償に関する規程は廃止する。

２　この規程は、平成19年5月19日から施行する。

附　則

１　この改正規定は、平成26年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附　則

１　この改正規程は、平成27年11月14日から施行する。

附　則

１　この改正規程は、平成28年3月27日から施行し、平成28年4　月1日から適用する。

附　則

１　この改正規程は、平成28年11月13日より施行し、平成29年4月1日から適用する。